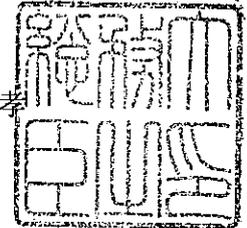


総 政 企 第 92 号  
平成 25 年 5 月 17 日

統計委員会委員長  
樋 口 美 雄 殿

総 務 大 臣  
新 藤 義 孝



諮問第51号  
経済産業省生産動態統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成25年5月8日付け20130507統第1号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

## 諮 問 の 概 要

### 1 諮問事項

基幹統計調査である「経済産業省生産動態統計調査」（以下「生産動態統計調査」という。）の平成 26 年調査の実施に当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、経済産業大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

### 2 変更の概要

生産動態統計調査について、調査計画における「調査票」、「調査項目」、「調査対象品目」等を以下のとおり変更する。

#### ア 調査票の廃止・統合

「機械器具月報（その 42）二輪自動車及び部品（調査票番号 2420）」、「機械器具月報（その 49）武器（調査票番号 2490）」の 2 調査票を廃止し、「セメント月報（調査票番号 7220）」と「セメント製品月報（調査票番号 7340）」を統合する。

##### 【説明】

「機械器具月報（その 42）二輪自動車及び部品（調査票番号 2420）」については、品目数が少ないことから、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査対象品目が類似する他の調査票へ移設した上で、「機械器具月報（その 49）武器（調査票番号 2490）」については、動向把握の必要性が低くなったため、それぞれ廃止するもの。

「セメント月報（調査票番号 7220）」については、品目数が少ないことから、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査対象品目が類似する「セメント製品月報（調査票番号 7340）」に移設して統合するもの。

#### イ 調査項目の変更

##### ① 変更事項 1（調査項目の新設）

4 調査票（「機械器具月報（その 28）回転電気機械（航空機用のものを除く）（調査票番号 2280）」等）の調査項目に 3 項目（「受入」等）を新設する。

##### 【説明】

調査項目が不十分であり、正確な実態把握が困難となっていること等を理由として、調査項目を新設するもの。

##### ② 変更事項 2（調査項目の分割）

「機械器具月報（その 31）民生用電気機械器具（調査票番号 2310）」の「受入」を「国内」と「国外」に分割する。

##### 【説明】

海外からの受入が「出荷」及び「在庫」に与える影響を把握するため、「受入」を「国内」と「国外」に分割するもの。

### ③ 変更事項 3 (調査項目の削除・再編)

8 調査票 (「鉄鋼月報 (その 2) 普通鋼熱間圧延鋼材 (調査票番号 1020)」等) の 12 項目 (「1-2. 普通鋼熱間圧延鋼材消費内訳」等) を削除し、5 調査票 (「ニット・衣服縫製品月報 (調査票番号 3180)」等) の 10 項目 (「1-3. 製品-ニット製・織物製」等) を再編する。

#### 【説明】

行政として把握する必要性が低下したこと等を理由として、調査項目を削除又は再編するもの。

## ウ 調査対象品目の変更

### ① 変更事項 1 (調査対象品目の新設)

5 調査票 (「機械器具月報 (その 32) 電球、配線及び電気照明器具 (調査票番号 2320)」等) において 6 品目 (「LED 器具 (自動車用を除く)」等) を新設する。

#### 【説明】

今後、生産の伸びが期待される品目であること等を理由として、新設するもの。

### ② 変更事項 2 (調査対象品目の統合)

14 調査票 (「機械器具月報 (その 12) 金属加工機械及び鋳造装置 (調査票番号 2120)」等) 中の 73 品目 (「パンチングマシン」と「その他の数値制御式機械プレス」等) を 27 品目に統合する。

#### 【説明】

類似する複数の品目を統合することにより、100 億円以上の生産規模が認められること等を理由として、調査対象品目を統合するもの。

### ③ 変更事項 3 (調査対象品目の削除)

4 調査票 (「機械器具月報 (その 34) 民生用電子機械器具 (調査票番号 2340)」等) 中の 9 品目 (「DVD-ビデオ」等) を削除する。

#### 【説明】

生産規模が縮小し、今後も増加が見込めないことから、当該品目単独で月々の動態を把握する必要性が乏しくなったこと等を理由として、調査対象品目を削除するもの。

### ④ 変更事項 4 (調査対象品目の分割)

「金属製建具月報 (調査票番号 7320)」の「サッシ-木造住宅用」を「アルミ」と「アルミ樹脂複合」に分割する。

#### 【説明】

省エネ推進から二重サッシ化が進展しており、従来のアルミサッシに加え、アルミ樹脂複合サッシが増加していることを理由として、分割するもの。

### ⑤ 変更事項 5 (調査対象品目の調査票間での移設)

7 調査票間（「機械器具月報（その 42）二輪自動車及び部品（調査票番号 2420）」から「自動車部品及び内燃機関電装品（調査票番号 2420）」へ等）で、18 品目（二輪自動車部品の「エンジン」等）を移設する。

**【説明】**

調査票の統廃合等を理由として、調査票間の移設等の調整を行うもの。

**⑥ 変更事項 6（調査対象品目の区分変更）**

「機械器具月報（その 36）電子管、半導体素子及び集積回路（調査票番号 2360）」のアクティブ型液晶素子の区分について、現行の「3. 0 型未満」、「3. 0～7. 7 型未満」及び「7. 7 型以上」から、「4. 5 型未満」、「4. 5～7. 7 型未満」及び「7. 7 型以上」に変更する。

**【説明】**

現行の区分では、携帯電話、スマートフォン、タブレット PC、カーナビゲーション等の主要製品に使用される液晶のサイズと合わなくなってきたことを理由として、より実態に即し、動向把握のしやすい区分に変更するもの。

**⑦ 変更事項 7（調査対象品目の単位・定義変更）**

3 調査票（「機械器具月報（その 36）電子管、半導体素子及び集積回路（調査票番号 2360）」等）中の 6 品目（「太陽電池モジュール」等）について、単位を変更し、2 調査票（「鉄鋼月報（その 6）鋼管（調査票番号 1060）」等）中の 2 品目（「特殊鋼」等）について、定義を変更する。

**【説明】**

品目特性の変化に応じて調整を行う必要が生じたことを理由として、変更するもの。

**エ その他の変更**

**① 変更事項 1（調査票等の名称変更）**

4 調査票（「機械器具月報（その 37）電子計算機及び関連装置（調査票番号 6160）」等）、3 調査項目（「製品ユニット製・織物製」の通し番号等）及び 5 調査対象品目（「自動車用タイヤ」等）について名称を変更する。

**【説明】**

調査票の統廃合、定義変更等を理由として、名称を変更する。

**② 変更事項 2（調査の範囲の変更）**

8 調査票（「プラスチック製品（調査票番号 6160）」等）について、調査対象事業所数を減少させる。

**【説明】**

調査効率が低下している調査票について、記入者負担の軽減、業種の代表性等を考慮し、調査の範囲の見直しを行うもの。

### ③ 変更事項 3（調査の方法の変更）

4 調査票（「ばね月報（調査票番号 2220）」等）について、調査の方法を変更する。

#### 【説明】

調査の範囲の変更等に伴い、経済産業省、経済産業局及び都道府県間での調査票取扱量の平準化を図るため、調査の方法を変更するもの。

## 3 審議すべき重点事項

### （1）個別事項を審査する際に用いる統一基準の考え方について

本調査は、経済産業省所管の鉱工業の生産活動の実態を月次で把握する統計調査であり、調査事項等は調査票（111 月報）ごとに設定されているものの、調査事項等の基本的な考え方は全調査票に共通している。

近年の著しい経済のグローバル化や産業構造の変化等に対応した迅速な調査事項等の見直しを行う必要があることから、平成 14 年調査の変更計画に係る統計審議会の諮問（平成 13 年 9 月 14 日付け諮問第 277 号）に際し、経済産業省から基本的な考え方に係る「見直しに関する統一基準」（以下「統一基準」という。）が提示され、当該基準についても諮問時に検討を行っている。

その後、平成 22 年の統計委員会答申（平成 22 年 5 月 21 日付け府統委第 46 号）時に、統一基準は策定後 10 年近くが経過し、その内容全てが当時の経済状況等の変化に必ずしも対応していないとして、産業統計部会長報告「経済産業省生産動態統計調査の変更の審議に際して出された意見について」（以下「平成 22 年部会長報告」という。）において、「その基準を見直していく必要がある。」とされた。

今回、経済産業省は、平成 22 年部会長報告を受け、新たに「統一基準の考え方」（以下「考え方」という。）を作成するとともに、考え方に沿って、関連する事項をまとめて判断したいとしている。

従来、この考え方が審議等の参考に供されていることを踏まえ、今回の変更内容が平成 22 年部会長報告の趣旨に照らして適当かどうか、その妥当性について確認する必要がある。

### （2）統計委員会答申等における「今後の課題」についての検討状況

本調査については、統計委員会答申（平成 22 年 5 月 21 日付け府統委第 46 号）における指摘等を踏まえ、的確な統計整備、円滑な調査の実施等を図る観点から、次の 4 点が今後の課題とされていた。

ア 生産能力調査については、生産能力指数や稼働率指数の精度向上の観点から、引き続きさらなる調査対象品目の拡充について検討するとともに、生産能力を把握するための単位について見直すこと。

イ 産業構造の変化等により、その占有状況によって、報告者が特定される可能性が高い品目について、市場占有率等の概念を導入し、個別の報告者が特定されないような基準等を設けることが可能かどうか検討すること。

ウ 国外からの受入れが多い品目について、販売数量に占める国内生産の割合を把握するために、「国内」及び「国外」別の受入数量の内訳を把握することを検討すること。

エ 「労務」の「月末常用従業者数」を「月末従事者数」に名称変更することについて、当該名称は、統計調査の用語としては一般的ではないと考えられることから、他の統計調査との用語・定

義の整合性の観点から、今後、その関係を整理し、必要に応じて再度見直すなどの措置を採ること。

これらの課題については、対応状況及びその妥当性について検討する必要がある。

### **(3) 加工統計の推計精度への影響**

本調査については、調査対象品目の削除、統合等が予定されているが、品目数の削減については、産業連関表（基幹統計）や鉱工業指数（基幹統計）などの加工統計における推計精度を低下させるおそれがある。

したがって、本調査の変更が加工統計に及ぼす影響を精査し、その妥当性及び影響について検討する必要がある。

# 経済産業省生産動態統計調査の概要

資料1-3

## 調査の目的

経済産業省生産動態統計調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和23年1月から毎月実施されている。

## 調査の概要

### 調査範囲

- ① 鉱産物及び工業品のうち特定の品目(約1,700品目。以下「生産品目」という。)を生産(加工を含む。)する事業所
- ② 上記①の事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は上記①の事業所へ生産品目の生産委託を行っている事業所のうち、経済産業大臣が定めるもの

### 報告事項

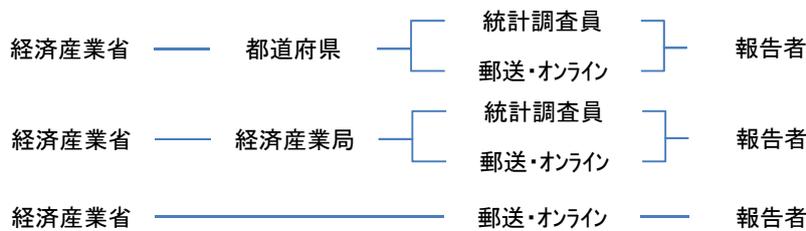
- ① 製品(生産、受入、消費、出荷、在庫)
- ② 原材料(消費、在庫)
- ③ 労務(月末従事者数)
- ④ 生産能力、設備(生産能力、月末設備台数)

※月報(調査票):111月報(生産品目の種類ごとに111の区分に整理)(平成25年調査時点)

### 期日

毎月末日現在

### 調査組織



調査の方法:調査員、郵送・オンラインにより調査

## 結果の公表

- 速報: 調査月の翌月末  
確報: 調査月の翌々月中旬  
年報: 翌年6月頃

調査結果を取りまとめ、印刷物及び経済産業省のホームページで公表

## 経済産業省生産動態統計調査の利用状況

## 国や地方公共団体での利用例

## 1 景気判断・産業活動分析関連

- ◆ 鉱工業生産指数(IIP)の基礎データ(経済産業省)  
「鉱工業生産・出荷・在庫指数」を作成するための基礎データとして利用
- ◆ 四半期別GDP速報(QE)の基礎データ(内閣府)  
国民経済計算(SNA)の「四半期別GDP速報(QE)」の作成、製造業部門推計の基礎データとして利用
- ◆ 産業連関表(IO表)の基礎データ  
「産業連関表(基本表、延長表)」を作成するための基礎データとして利用

## 2 産業振興対策等関連

- ◆ 地域の産業施策や地域振興施策などのための基礎データ  
中小企業信用保険法や雇用調整助成金対象の業況把握を示す際の基礎データに利用
- ◆ 環境・リサイクル、災害復興対策  
「グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進に関する法律)」に基づく環境物品等を把握するための基礎データ。災害発生時(台風、地震など)における災害復旧物資の緊急出荷資材把握の基礎データに利用
- ◆ 鉱物、製造業における個別産業の実態を把握し、不況対策、産業振興、地域振興、安定供給を確保するためなどの企画立案や需給動向見通し作成の基礎データや所管業界の業況、景気動向及び設備動向を把握する上での基礎データなどに利用

## 民間分野での利用例

- ◆ 業界団体  
業界団体においては、当該業界の業況把握、景気判断、需要予測などの基礎資料として利用
- ◆ 民間企業  
企業においては、原材料調達及び需要先業界の動向を知る上での基礎資料として、また、生産・販売計画作成などの経営判断や業況判断を行う際の基礎資料として、さらには自社製品のシェアを知る上での基礎資料などとして利用
- ◆ 金融機関・大学・マスコミ・民間経済研究所などでは、国単位あるいは地域ブロック単位での経済見通し、経済動向分析、業種動向分析、需要予測などを行う際の基礎資料として利用

# 経済産業省生産動態統計調査の主な変更内容 資料1-5

※111月報(調査票)のうち41月報について変更

## 調査品目の変更

注目度が高く今後の伸びが期待される品目、行政上必要な品目を採用。また、生産規模の縮小などにより、月々の動態を把握する必要性が乏しくなった品目等の削除・統合等。

品目数 2,612 → 2,463(▲149)

### 【主な変更内容】

○新設する品目(6品目(5月報))

LED器具(自動車用を除く)、化学強化ガラス等

○統合する品目(73品目(15月報)→27品目)

鉄丸くぎ + 特殊くぎ → 鉄くぎ 等

○削除する品目(11品目(5月報))

DVD-ビデオ、ノルマルパラフィン等

○その他、項目の再編等により98品目の削除

## 調査項目の変更

### 1 「設備、生産能力」欄の変更

設備調査から生産能力調査への変更  
(2品目(2月報))

月間生産能力の調査  
(鉄鋼 等)

生産能力の的確な把握

調査単位の変更(3月報)

新ゴム量 → 本数  
(「自動車用タイヤ」等)

### 2 その他の調査項目の変更

受入の新設(2月報)

機械器具月報(その28)回転電気機械 等

## 対象範囲の変更

対象範囲の変更(8月報)

プラスチック製品月報 等  
(全品目区分  
40名以上 → 50名以上)

報告者負担の軽減、動向把握  
に影響がないことを確認済み  
(相関分析)

## 調査組織の変更

調査組織の変更  
(4月報)

印刷月報  
(経済産業大臣 → 経済産業局長)

各経路機関の業務量の適正化

## 調査票の統合・廃止

※統合・廃止により3月報減

○調査票の統合

セメント月報

セメント製品月報

セメント・セメント製品月報

○調査票の廃止

機械器具月報(その42)  
二輪自動車及び部品

廃止

機械器具月報  
(その49)武器

廃止

○調査票間での品目の移設

機械器具月報  
(その41)自動車部品及び内  
燃機関電装品

軸受メタル

ブッシュ

オイルシール

機械器具月報(その20)  
軸受(軸受メタル等)

ゴム製品月報  
(自動車用タイヤを除く)

## 公的統計の整備に関する基本的な計画（抄）

平成 21 年 3 月 13 日閣議決定

## 第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

## 1 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

## (2) 基幹統計の整備に関する方向性

基幹統計として整備する統計について整理した結果、全面改正前の旧統計法に基づく指定統計のうち基幹統計に移行するもののほか、新たに基幹統計として整備する統計、将来の基幹統計化について検討する統計は、別表のとおりである。

基幹統計として整備する統計の整理は、上記の考え方を踏まえるとともに、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であるという統計法の理念の下、利用者にとって、より使いやすい統計を整備する観点から行い、例えば、現在、各府省が分散的に整備している製造業の生産動態に関する統計の一本化や企業活動に係る包括的な統計の構築の検討等を行うこととする。

## 別紙

## 1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備

## (2) 統合（共管）に向けて検討する基幹統計

府省名	統計名	理由、具体的措置等	実施時期
厚生労働省	薬事工業生産動態統計調査	これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計（仮称））を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省と調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに整備を図る。
農林水産省	牛乳乳製品統計、木材統計		
経済産業省	経済産業省生産動態統計		
国土交通省	造船造機統計、鉄道車両等生産動態		

## 3 将来の基幹統計化について検討する統計

府省名	統計名	検討の方向性等	実施時期
農林水産省	食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態統計調査	上記 1 (2) の府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計（仮称））を一つの基幹統計として整備し、その下で農林水産省所管の生産動態統計調査として再編を検討する中で、これら 3 調査を対象とすることについてその可能性を検討する。	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに結論を得る。

平成 23 年度 統計法施行状況報告（抄）  
（平成 24 年 6 月 14 日 総務省）

別編【基本計画 事項別推進状況】

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備 考
<p>○ 平成 23 年度は、「生産動態統計の整備に関する検討会」（平成 22 年 2 月に関係 4 省により設置）の下に設けたワーキンググループを 8 回開催して検討し、平成 26 年 1 月調査分から、以下のとおり実施することとした。</p> <p>① 「生産」「出荷」「在庫」について各調査共通の調査事項と定め、その他主な調査事項の定義を統一。</p> <p>② 「生産」「出荷」「在庫」について各調査共通の集計様式を「生産動態統計（共通集計表）」として定め、e-Stat 上に掲載。</p> <p>③ 「生産動態統計（共通集計表）」とは別に、各調査における既存の集計結果は存続して公表。</p> <p>これにより、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編をしなくとも、指摘内容と実質的に同等の効果が得られると考えられる。</p>	<p>実施予定①</p>	<p>平成 26 年 1 月調査分から実施予定</p>	

# 生産動態統計の一元化に向けた取り組みについて

平成 24 年 4 月 27 日

生産動態統計の整備に関する検討会議了解

## 1 生産動態統計の一元化についての検討結果

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、経済産業省が作成している「経済産業省生産動態統計」、厚生労働省が作成している「薬事工業生産動態統計調査」、農林水産省が作成している「牛乳乳製品統計」及び「木材統計」、国土交通省が作成している「造船造機統計」及び「鉄道車両等生産動態統計調査」について、「これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計(仮称)）を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省と調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。」とされている。

これを受け、関係4省で検討を行った結果、各調査の分野の違いや調査結果の利用状況の違い等から、各調査間における用語及びその定義の統一を図った上で、各調査において共通化が可能な表章事項について同一の集計様式による提供を実施することとする。

関係4省は、これらの共通する統計を含む6つの調査により作成される統計を「生産動態統計」という一つの基幹統計にすることを前提に検討を行ってきた。しかしながら、6つの統計に共通する表章事項が限られること等から、調整役の総務省政策統括官（統計基準担当）から、現行の6つの基幹統計を一つの基幹統計としても、そのことによる特段の効果が期待できないとの助言を受け、一つの基幹統計とするための総務省への働きかけは見送ることとする。

なお、各調査における用語の定義の統一等は実施するので、基本計画で言われている内容は実質的に措置されると考える。

## 2 実施内容

### (1) 統一する表章事項

各調査に共通の集計様式によって作成した集計表（以下「共通集計表」という。）を、「生産動態統計」との名称で、各調査の集計結果とは別に「政府統計の総合窓口（e-Stat）」に掲載する。

共通集計表は、調査品目ごとの「生産」、「出荷」、「在庫」についての時系列表とする。

なお、共通集計表の詳細は別紙参照。

### (2) 統一する調査項目

各調査における共通した調査事項は、「生産」、「出荷」、「在庫」とする。ただし、業種によっては、調査事項に該当するものがない又は記入者負担の軽減のため調査していない場合がある際は、その旨の注書きを記載することとする。

### (3) 用語及びその定義の統一

統一する表章事項及び調査事項は「生産」、「出荷」、「在庫」とするが、これらの定義の統一化を図るとともに、各調査において、以下のものについて、基本的に定義を同じとする。

用語	定義
生産	調査対象期間に調査対象事業所が、国内において製造した製品の量又は金額
出荷	調査対象期間に調査対象事業所が、製造又は受入れた製品について販売等を行った数量又は金額
在庫	調査期間の末日現在における調査対象事業所で保管されている製品の量又は金額
生産能力	工場の生産諸条件が標準的な状態にある場合で、一定時間内にその生産設備により当該製品を作り出す最大生産可能量
常用従事者	調査期間の末日において、実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する次のような者。但し、連続1ヶ月以上の長期欠勤者及び労働組合専従者は除く。 ① 期間を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者 ② 日々、又は1ヶ月以内の期間を限って雇われた者のうち、前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者 ③ 親企業又は子会社からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者は①、②に準じる ④ 重役、理事などの役員のうち常時勤務し、給与の支給を受けている者 ⑤ 個人事業の事業主又は家族従業者のうち常時その生産業務に従事し、給与の支払いを受けている者
消費	調査期間中における素材・製品・原材料等の消費量

○ 用語の定義については、各調査において上記に挙げた用語と異なる用語及び定義を使用している場合は、その旨各調査結果の用語の解説等の中で補足説明を行うこととする。

## 別紙

## 表章イメージ

事 項	検 討 結 果
作成する表の種類	「時系列表」
統計表ファイルの管理	統計表は統一様式とし、ファイルは調査ごとに作成・管理する。 「生産動態統計（共通集計表）」として作成する統計は、各省で作成する現行統計とは別建てとし、独自に作成する。 既公表集計表ファイルはそのまま蓄積する。
表章事項（表頭）	品目別「生産」・「出荷」・「在庫」 ただし、該当する調査項目がない場合は、空白を作らず詰めて表章する。 また、表章品目は各省が判断する。
表章事項（表側）	月別（最新25ヶ月）及び過年次の年計（最新5年）
掲載時期	原則として各調査の公表日に合わせて掲載する。 ただし、概数公表後に確報公表を行っている調査は、確報公表日に合わせて掲載する。
その他	公表はe-Statで行うこととする。 統計表のボリュームがある調査については、e-Statに掲載するエクセルファイルに目次シートを設けブック内でリンクを貼るなどの工夫を行う。 表章事項は、英語表記も併載するよう努める。

※統計表のイメージは別添のとおり。

